

機関継続検査における確認検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

機関継続検査における確認検査に関する事項

改正理由

本会規則では、機関継続検査に関し、主機タービンのロータ等一部の機器を除き機関長による自主開放点検について、定められた時期に検査員により確認検査を行うことで、検査員立会による開放検査に代えることが出来る旨規定している。

しかしながら、現行規定においては、当該自主開放点検の実施時期として、入渠又は上架の時期等の定期的検査の実施期間中が含まれるかどうか不明瞭となっていることから、今般、当該取扱いが明確になるよう関連規定を改めた。

改正内容

定期的検査の実施期間中に行われた機関長による自主開放点検についても、検査員立会による開放検査に代えることが出来る旨を明確にした。